

# イタリアの学習障害児教育法

海外立法情報調査室 萩原 愛一

## 【目次】

はじめに

- I 学習障害の定義をめぐって
- II 学習障害児教育法案趣旨説明で提示された論点
  - 1 法律の目的及び学習障害について
  - 2 学習障害児が抱える問題
  - 3 学習障害児への対応及び学校における支援
  - 4 学習障害児の学業評価・試験
  - 5 その他
- III 学習障害児教育法の要点

おわりに

翻訳：2010年10月8日の法律第170号「学校における学習障害に関する新たな規範」

## はじめに

イタリアにおいて、2010年10月に、学習障害を持つ児童生徒<sup>(1)</sup>のための法律（2010年10月8日の法律第170号「学校における学習障害に関する新たな規範」。以下「学習障害児教育法」という）が制定された。この法律は、学習障害を、知的障害とは区別して、学校教育における学習障害児の支援を中心に据え、学校教育を全うする権利を保障しようとするものである。障害者に対する教育に関し、特に学習障害児だけに対象を絞った法律の制定は、現在のところ、世界的に見て稀有なケースではないかと思われるので、現時点で入手できた関連情報に依拠し

ながら、逸早く翻訳して紹介することとしたい。

## I 学習障害の定義をめぐって

日本語の「学習障害」は、learning disabilities (LD) の訳語である。この用語は、1963年に、米国の心理学者、サムエル・カークが、知的障害や自閉症と異なる軽度の発達障害に対する名称として提唱して以来、急速に普及し、その後、定義をめぐって様々な提案が行われてきたという<sup>(2)</sup>。米国では、1975年の障害者教育法改正法 (PL94-142 通称、全障害児教育法)<sup>(3)</sup>において、LDが初めて特殊教育の対象に加えられた際に採択された定義が、現在もほとんどそのまま使用されている。それは、次のようなものである。

「話しことばや書きことばの理解や使用に関する基礎的心理的過程において、一つないしそれ以上の障害 (disorder) のある子どもを意味し、これらの障害は、聞く、考える、話す、読む、書く、綴る、又は計算する能力の不完全として現れる。知覚の障害 (disorder)、脳損傷、微細脳機能不全、読字障害、発達性失語症などの状態を含む。一次的な視覚、聴覚、運動の障害 (handicap) の結果、精神遅滞、情緒障害の結果、または環境的、文化的もしくは経済的に恵まれない結果として、学習上の問題を持つ子どもは含まない。」<sup>(4)</sup>

(1) この法律の対象者は明記されていないが、法律全体の文脈から、学習障害者の中で、幼児学校（翻訳の注(9)参照）から大学までの各段階の教育機関に通学する者すべてが対象であると考えられ、我が国における「児童」「生徒」「学生」のいずれも該当する。本稿では、便宜的に「児童生徒」及び「学習障害児」の語に統一して使用した。

(2) 山口薫・西永堅編『学習障害・学習困難の判定と支援教育』文教資料協会、2010、p. 17.

(3) Public Law 94-142: Education of All Handicapped Children Act.

(4) 前掲注(2)、p. 19.

我が国においては、文部省に設置された「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」が平成11（1999）年7月に公表した最終報告「学習障害児に対する指導について（報告）」において、次のように定義されている。

「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」<sup>(5)</sup>

世界的に見ても、学習障害の定義は様々で、中核となる部分についてはほぼ同じであっても、周辺部分については必ずしも一致しておらず、解釈や判定の基準が異なることもある<sup>(6)</sup>。

他方、我が国の法律において、「学習障害」という言葉は、発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）第2条の「発達障害」の1つとして、その定義のなかに次のような文脈であられる。

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」

しかし、この法律のなかで学習障害そのものの定義は示されていない。また、「学校教育法施行規則」（昭和22年5月23日文部省令第11号）第8章「特別支援教育」第140条に、小学校、中学校等で、特別の教育課程による特別指導の対象となることができる者として、言語障害者、自閉症者等と並んで、学習障害者が挙げられている。これは、平成18年4月1日施行の改正により加えられたものであるが、やはり法律のなかでは、とくに定義は行われていない。これらの法令においては、前述の協力者会議の定義に準拠していると考えられる。

ここに紹介するイタリアの「学習障害児教育法」では、読字障害、書字障害、正書障害及び計算障害という4つの障害<sup>(7)</sup>について、それらを学習障害と認定するとし（第1条第1項）、それぞれの障害に対して個別に定義を与えている（第1条第2～5項）が、学習障害そのものについては、一般的な定義を示していない。しかし、第1項において「学習障害」にかかる形容句「適切な認知能力を有し神経性の病理及び感覚器官の欠損を確認できないにもかかわらず、日常生活における活動に甚大な制約を与える可能性のある（学習障害）」の下線を付した部分が、他の知的障害から学習障害を区別する主要な要素であり、定義の一端を担っているとみることができよう。

## II 学習障害児教育法案趣旨説明で提示された論点

イタリアにおいてこのたび学習障害児だけを対象にした法律が制定された背景は、つまびら

(5) 学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議「学習障害児に対する指導について（報告）」1999.7.2.（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/002.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.htm)）インターネット情報は、2010年11月30日現在である。

(6) 前掲注(2), pp. 22-23.

(7) これらの障害の名称については、法律の翻訳の注(3)～(6)を参照。

かでない。イタリアは、障害者の社会的統合や統合教育が進んでいる国として知られている。1992年には、「障害者の援助、社会的統合及び諸権利に関する基本法<sup>(8)</sup>」が制定されている。この法律は、「障害者の諸権利の確立を前進させ、少なくとも法的、公的な面でイタリアを障害者問題における国際社会の前衛に押し出すことになる」と評価されたといわれている<sup>(9)</sup>。この法律では、教育の領域に関しては、第12条で、障害者の教育への権利が謳われ、第13条から第16条にかけて、統合教育とその実現方式、統合教育に関する作業委員会、障害者の評価や試験等が規定されている。第17条では、障害者の職業教育が扱われている。

学習障害児教育法案<sup>(10)</sup>に付された趣旨説明では、「障害者の援助、社会的統合及び諸権利に関する基本法が制定されているけれども、handicap<sup>(11)</sup>とDSA<sup>(12)</sup>（学習障害）は同一視できない」と述べたうえで、法律の目的やその内容について説明している。この中で、イタリアにおける学習障害についての認識や、学習障害児の現状等を垣間見ることができるので、以下、本章では、法案趣旨説明における論点をかいつまんで紹介する。

## 1 法律の目的及び学習障害について

この法律は、学習障害を認定し、学習障害児

に対して、その教育に最も適した学習支援を保障し、学校及び学業からの落ちこぼれを未然に防止するための教育指導の措置を定めるものである。それは、共和国憲法第3条(市民の平等)の規定を実効あるものにする意図を込めて、国がすべての国民に対して教育を受ける権利と学校における修業の権利を等しく保障することを目的としている。学習障害の1つである読字障害は、イタリアの児童生徒の約4%を占める。読字障害は、読む行為において困難を伴うもので、読むのに時間がかかる、読み間違いが多い、などの現象として現れる。読字障害の児童生徒は、同年代の児童生徒より、読字能力が2年程度遅れている。また、書字障害・正書障害<sup>(13)</sup>は、文字を取り違える、書字が遅い、正確に文字や綴りを書くことができず、不規則で判読不可能な書体となることもある、などの特徴が見られる。計算障害は、数字を取り違える、数字の大小を理解できない、簡単な計算ができない等である。これらは、単独で現れることもあれば、これらが並行して、または統合運動障害<sup>(14)</sup>などこれら以外の障害とともに現れることもある。

## 2 学習障害児が抱える問題

学習障害児は、その障害のために、学習において他の児童生徒を上回る集中力を必要とし、

(8) Legge 5 febbraio 1992, n.104, “Legge-quadro per l’assistenza, l’integrazione sociale e i diritti delle persone handicappate.”

(9) 嶺井正也「資料・ハンディキャップ者の援助、社会的統合及び諸権利に関する基本法（法律104号）とイタリアの統合教育」『福祉労働』66号, 1995.3, p. 71. なお、この資料には、同法の抄訳が掲載されている。

(10) Disegno di legge, n.1006 (Nuove norme in materia di difficoltà specifiche d’apprendimento), Senato della Repubblica, XVI Legislatura, 2 settembre 2008, pp. 2-5.

(11) イタリアにおいても、障害を意味する外来語として一般化している。「障害者援助法」における「障害者」も、handicappatiと、handicapから派生した語が使用されている。

(12) disturbi (又はdifficoltà) specifici di apprendimentoの略。なお、法律の翻訳では、DSAの代わりに、英語からの略語LDを使用した（翻訳の注(2)参照）。

(13) 法案段階では、この2つをペアにして取り扱っており、明確な区別を設けていない。

(14) 意図した行為と実際になされる行為とに乖離が生じる障害。協調運動障害、失行（症）などともいう。英語ではdyspraxia。

学習に費やす努力も時間も、人一倍多くならざるを得ない。しかし、費やした努力や時間に比例した成果が現れるとは限らない。それだけに身体的にも心理的にも、負担や困難が大きい。障害に対する周囲の無理解や誤解も多い。そうしたなかで、ストレスが蓄積していくことは想像に難くない。学習障害児は、様々な負の要素が重なり、結局は学業放棄、脱落に至ることが多い。また、恥の意識、諦め、無気力、絶望感、他者と自己への攻撃性、自尊心の喪失などを招き易い。この法律により、学習障害に対する誤解を解くとともに、学習障害児が、学校教育を全うし得る権利を享受できるようにしなければならない。

### 3 学習障害児への対応及び学校における支援

学習障害児への対応としては、まず、学習障害の早期診断・発見が必要である。児童生徒は、元来、障害の有無について専門的な診断を受ける権利を有している。学習障害の徴候は、日常接している児童生徒の教師や保護者が気付くべきで、診断・判定は、資格を有する専門医により、できるだけ早く行われるべきである。次いで、学校における学習障害児への支援は、人間関係のレベルと、学習指導のレベルの双方で行う必要がある。そのなかで、学校・学業からの落ちこぼれ、生活面での挫折等を予防しなくてはならない。そして、様々な困難を抱える学習障害児の信頼を得るとともに、指導する側の連帯の意識が不可欠である。学習障害児の自尊心を壊さぬようにしつつ、彼らにとって有意義な結果が達成できるような教え方を組み立てなければならない。それは、学習のハードルを下げるのではなく、学習すべき内容の本質的な部分に児童生徒の有する能力を集中させること、そして、様々な学習方法を提示し、児童生徒の学習について、その結果ではなく、行った努力に報いるようにすることである。支援の方

法は、1人1人、個別に行うことも考えられるし、小さなグループ毎の指導もあり得る。

いずれにせよ、課題を強制したり、執拗に叱責したりするようなことは避けるべきである。それは、学習障害児にとっては、彼らにつきまとう不安をますます耐え難く、制御不能なものにするだけである。学習障害は、年齢とともに消えるものではなく、永久的な現実である。しかし、もし、教育指導方法が適当なものであれば結果は必ずしもネガティブなものではない。そのためには、指導における「免除」と「援助」の方法がある。免除とは、学習障害児を困惑させるようなことを強制しないことである。例えば、教室での授業において、書字障害の児童生徒に他の児童生徒の前で黒板に字を書かせること、あるいは、読字障害の児童生徒に声に出して本を読ませることなどをさせるべきではない。また、授業中の限られた時間内での書取りなども、書字障害児には厳しい試練である。それに対し、援助とは、コンピュータ、電卓、テープレコーダ、ビデオレコーダその他の機器を駆使するなどして、学習障害児が学習効果を上げるのを助けようとするものである。また、読字障害などに対しては、使用する教科書なども、字の詰まったもの、印刷精度の低いものは避けて、読み取り易いものを選ぶ等の注意や工夫が必要である。文字の読み取りに時間がかかることを考慮してあげる必要もある。こうした気遣いは不可欠である。さらに、このような様々な支援措置により目標が達成されたかどうかをケースごとにモニターすべきである。

### 4 学習障害児の学業評価・試験

学習障害児の成績評価に関しては、試験等において、他の児童生徒と比して不利とならぬような措置を講じる必要がある。学習障害児が、試験の解答を得るのに、他の児童生徒よりも時間がかかることなどを考慮しなければなら

い。また、試験の結果がネガティブであった場合に、それが障害に由来するものか、あるいは、それとは関係なく内容の理解や受容に至らなかったのかどうかを見極めなければならない。

## 5 その他

イタリアにおいても、移民をはじめ、経済のグローバル化に伴う人々の移動により外国人が無視しえない割合に達している今日、2か国語を使用せざるを得ない児童生徒で学習障害を持った者の問題も看過できない。母語とまったく異なる言語により学習を行わなければならない学習障害児に対しても、学校や学業から落ちこぼれないような教育的配慮が不可欠である。

この法案では、学習障害を、学校という環境、学校教育という側面に限定して対象とするが、これに続いて、さらに課題を深化させて、他の領域、特に労働や広く社会一般における学習障害者の機会の平等を保障する方向へ進むべきである。

## III 学習障害児教育法の要点

成立した学習障害児教育法は、全9か条で構成されている。以下、本章では、法律の中核をなす第1～6条の要点を示す。

### 第1条 読字障害、書字障害、正書障害及び計算障害の認定並びに定義

学習障害として、読字障害、書字障害、正書障害、計算障害の4つを認定し、それぞれについて定義を付している。これらの定義のなかでは、書字障害と正書障害との違いが明瞭ではない。注(13)で触れたように、もともと法案の段階では、条文のタイトルに、正書障害は明記されておらず、条文中では、書字障害/正書障害という表記で、ともに「書く行為」に関わる障害ということまでまとめられていたものである。

## 第2条 目的

この法律の目的として、a) からh) まで8つの項目が列挙されている。学習障害の者に対して、教育を受ける権利を保障すること、学校教育において支援的な指導及び潜在能力を引き出すのに適した教育を行うこと、対人関係や感情の表し方における困難を減らすこと、彼らの教育のニーズに適合した形の考査や評価を行うこと、教師や保護者が学習障害に対する問題意識や心構えを持つべきこと、早期の診断・判定、リハビリ的指導の必要性、家族・学校・保健機関との連携協力の強化、社会及び職業の場における能力発展の機会均等の確保などが謳われている。

## 第3条 診断

学習障害の診断は、イタリアの国民医療制度である国民保健サービスの専門医により行われるべきであること、学習障害の疑いのある子どもを持つ家族が採るべき措置などが規定されている。学習障害を早期発見することが重視されており、この法律の実施規定を定めた第7条において、州ごとに早期発見の行動のための手順書を整備すべきこと、そのための指針を教育・大学・研究大臣が公布することが規定されている。

## 第4条 学校における[教師及び管理職員の]養成

それぞれの学校が、教師や管理職員の養成計画を策定するなかで、学習障害児の特定や適切な指導、評価等について戦略を練ることを要求している。

## 第5条 支援のための教育的及び指導的措置

第5条は、この法律のなかでも中心的な重要性を有すると思われる。それは、学習障害児に対して、前章3で例示したような「免除」的措置及び「援助」的措置を採り入れるべきであるとし、柔軟な指導の方針を打ち出しているからである。前章5で触れた、2か国語使用の学習

障害児も視野に入れて「対象者の特質をも考慮した有効で柔軟な形態の、個別化され、個人の必要にあわせた指導法」を採用すべきであることを規定している。前章4で言及した、学習障害児の学業評価や試験についても、適切な形態で行うべきことを明記している。それは、国家試験や大学入学試験などにおいても保障されなければならないとしている。ただし、指導や評価等の具体的な形態は、追って制定される教育・大学・研究大臣令に委ねている。

#### 第6条 家族の成員のための措置

小学校にあたる教育課程にある学習障害児を持つ家族には、家庭における教育のために、勤務時間を柔軟に設定できるようにする権利を保障するとしている。ただし、権利の行使の方法は、関係する全国労働協約によって定められる。

#### おわりに

この法律では、学習障害児の権利を教育という場に限定して扱っているが、法案趣旨説明において指摘されているように、今後は、学習障害者の雇用における機会均等や社会のなかでの権利の確保に関する立法が行われることが望まれ、またその方向に進んでいくものと思われる。障害を持つ者のインクルーシブ教育や社会への統合への実践において、常に世界に先駆けてきたイタリアが、さらに新たな地平を切り開くことが期待される。

(はぎわら あいいち)

# 2010年10月8日の法律第170号「学校における学習障害に関する新たな規範」

Legge 8 ottobre 2010, n.170; Nuove norme in materia di disturbi specifici di apprendimento in ambito scolastico

海外立法情報調査室 萩原 愛一訳

## 【目次】

- 第1条 読字障害、書字障害、正書障害及び計算障害の認定並びに定義
- 第2条 目的
- 第3条 診断
- 第4条 学校における〔教師及び管理職員の〕養成
- 第5条 支援のための教育的及び指導的措置
- 第6条 家族の成員のための措置
- 第7条 実施規定
- 第8条 特別州及び特別自治県の管轄地域
- 第9条 財政不変の条項

## 第1条 読字障害、書字障害、正書障害及び計算障害の認定並びに定義

1. この法律は、読字障害、書字障害、正書障害及び計算障害を、適切な認知能力を有し神経性の病理及び感覚器官の欠損を確認できないにもかかわらず、日常生活における活動に甚大な制約を与える可能性のある学習障害<sup>(1)</sup>

- (以下「LD<sup>(2)</sup>」という)として認定するものである。
2. この法律において、読字障害<sup>(3)</sup>は、読むことを習得すること、特に文字を解読し又は正確に速く読むことに関し困難を呈する特異性障害をいう。
  3. この法律においては、書字障害<sup>(4)</sup>は、文字を書くことに関し困難を呈する特異性障害をいう。
  4. この法律においては、正書障害<sup>(5)</sup>は、言語情報のコード変換を行うことに関し困難を呈する特異性障害をいう。
  5. この法律においては、計算障害<sup>(6)</sup>は、簡易な計算及び数字の処理に関し困難を呈する特異性障害をいう。
  6. 読字障害、書字障害、正書障害及び計算障害には、単独で現れるのみならず、その2以上が並行して現れるものを含む。
  7. 第2項から第5項までの各項の定義の規定は、この問題についての科学的知見の進展を

---

(1) イタリア語では、*disturbi specifici di apprendimento*。直訳では、「特異な学習障害」であるが、我が国では、米国の*learning disabilities*の訳語として一般化している「学習障害」の語に統一した。ただし、米国においても、連邦法では、*specific learning disabilities*、すなわち、「特異な学習障害」の語が使用されている（山口薫・西永堅編『学習障害・学習困難の判定と支援教育』文教資料協会、2010、p.17.）。なお、脚注は、すべて訳者注。

(2) 原文では、イタリア語の*disturbi specifici di apprendimento*の略語であるDSAであるが、我が国で一般化している英語からの略語であるLDに置き換えた。

(3) *dislessia*。英語では、*dyslexia*。失読症、難読症、識字障害などともいう。

(4) *disgrafia*。英語では、*dysgraphia*。字そのものをうまく書けない障害で、例えば左右逆の鏡文字を書いたり、偏とつくりを逆に書いたりする。

(5) *disortografia*。英語では、*dysorthographia*。この用語は、他の3つの障害に比べ、学習障害関連の資料における出現頻度、関係の辞典類における術語としての掲載が稀で、概念が明確でない。我が国では訳語も定着していない。*ortografia* (*orthography*) は、正書法（正しい書き方、欧米においては特にスペリング）を意味するので、正書障害としておく。この第1条第4項における*disortografia*の規定も理解の難しい定義になっているが、聴き取った言葉を正しい綴りに変換して書くことができない障害と解することができる。解説でも述べたとおり、*disgrafia*と*disortografia*は、ともに書字に関わる障害として、法案の段階では一括して取り扱われていたものである。

考慮して解釈しなければならない。

## 第2条 目的

1. この法律は、LDの者に対して、次の各項に掲げる事項を行うことを目的とする。
  - a) 教育<sup>(7)</sup>を受ける権利を保障すること。
  - b) 支援のための指導措置を行うことにより、学校における修業を援助し、適切な教育を保障し、潜在能力の発展を促進すること。
  - c) 対人関係及び感情表出における困難を減らすこと。
  - d) 児童生徒の教育の必要性に適合した考査及び評価の体制を採用すること。
  - e) 教師にLDに関する問題に対処するための心構えをさせ、保護者の関心を惹起すること。
  - f) 早期診断及びリハビリテーション的な教育課程を促進すること。
  - g) 教育の過程を通じて、家族、学校及び保健サービス機関の間の意思疎通及び協調を増大させること。
  - h) 社会及び職業の場における能力の発展の機会平等を確保すること。

## 第3条 診断

1. LDの診断は、現行法規による国民保健サービス<sup>(8)</sup>においてすでに確立されている専門医の診療により行われ、家族から、児童生徒の通学する学校に通知されるものとする。国民保健サービスが提供する専門医の診療の枠内で診断を行うことのできない州は、現行法

規のもとで利用し得る人材、器材及び財政的資源の範囲内で、当該診療が、資格のある専門医又は医療機関によって行われるように定めることができる。

2. 補習を目的とする適切な指導を行っても持続して学習に困難を呈する児童生徒については、学校は、その家族に対し、所定の通知を行う。
3. 当事者の家族に対する所定の通知により、第7条第1項に規定する州の手順書に基づいて、LDと疑われる児童生徒の症候を特定するための適切な措置を速やかに実施することは、幼児学校<sup>(9)</sup>を含む各カテゴリー及び各段階の学校の任務である。ただし、この措置の実施自体は、LDの診断に当たらないものとする。

## 第4条 学校における〔教師及び管理職員の〕養成

1. 2010年及び2011年については、幼児学校を含む各カテゴリー及び段階の学校の教師及び管理職員の養成計画において、LDに関する問題について、その兆候を早期に特定する能力及びそれに基づいて適切な指導、方法及び評価の戦略を採用する能力の習得を目的とする適切な準備を確実に行う。
2. 第1項に規定する目的のために、2010年及び2011年にそれぞれ100万ユーロを支出することができる。2009年12月23日の法律第191号<sup>(10)</sup>の別表Cにおいて、経済・財政省の予算に計上された、経常的性格の恒久法の実施に

(6) *discalculia*。英語では、*dyscalculia*。算数障害ともいう。

(7) イタリア語では、教育に該当する言葉は、ここで使われている *istruzione* ほか、*educazione*, *formazione* などがある。*istruzione* は知的教育、*educazione* は人格形成、しつけ、訓育などのニュアンスを帯びた教育、*formazione* は育成、養成のほか、職業教育などの意味で使われる。この法律のなかでも、これらの言葉が使い分けられたり、教育一般を示すために組み合わせて用いられたりしている。本稿では、忠実な訳し分けは、かえって混乱や誤解を招くため、幾つかの例外を除き、基本的に「教育」に統一して訳した。

(8) 国民保健サービス (*Servizio sanitario nazionale*) は、イタリアにおける国民医療制度。

(9) 2003年の教育改革により導入された、3年間の就学前教育機関。



必要な費用は、必要に応じた額を予備費をもって支弁する。

#### 第5条 支援のための教育的及び指導的措置

1. LDと診断された児童生徒は、各教育階梯<sup>(1)</sup>及び大学教育において、柔軟性を有する指導である所定の免除的措置及び援助的措置を利用する権利を有する。
2. LDの児童生徒に対して、教育機関は、教育・大学・研究省の予算に計上され、現行法規により利用可能な特別の資源を用いて、次の各号に掲げる事項を保障する。
  - a) 適切な方法及び教育的方針を採用し、2か国語使用など対象者の特質をも考慮した有効で柔軟な形態を有し、個別化され、かつ、個人の必要に応じた指導法の利用
  - b) 代替的な学習方法及び情報技術を含む援助的手段の導入及び習得すべき知の質にとっては重要ではない学習努力を免除する措置
  - c) 外国語教育については、適切と思われる場合には免除する可能性も留保したうえで、口頭の伝達を促進し、かつ、進度の緩やかな学習を保障する援助的手段の利用
3. 第2項に規定する措置は、その効果及び目標の達成度を検証するために、定期的に監視しなければならない。
4. 国家試験、大学入学試験及び大学の試験に関しても、LDの児童生徒に対しては、学校及び大学の教育課程の間、適切な形態の考査及び評価が保障されるものとする。

#### 第6条 家族の成員のための措置

1. 第1階梯の教育課程にあるLDの児童生徒を有する、家庭において学校教育の補助を行う家族の成員は、当該児童生徒が第1段階<sup>(2)</sup>にいる間は、柔軟な労働時間を選択する権利を有する。
2. 第1項に規定する権利の行使の方法は、関係する部門の全国労働協約によって定めるものとし、公的財政に新たな又は一層の負担をもたらすものであってはならない。

#### 第7条 実施規定

1. 国、州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県間の関係整備のための常設会議における合意を経て、保健大臣との合意に基づく教育・大学・研究大臣令により、この法律の施行の日から4月以内に、続く6月以内に締結すべき第3条第3項に規定する早期発見の行動のための州の手順書の整備のための指針を公布する措置を講じなければならない。
2. 教育・大学・研究大臣は、この法律の施行日より4月以内に、自らの命令により第4条に規定する教師及び管理職員の養成方法、第5条第2項に規定する支援のための教育的及び指導的措置並びに第5条第4項に規定する事項を実施するための考査及び評価の形態を定める。
3. この法律の施行の日から2月以内に定める教育・大学・研究大臣令により、教育・大学・

<sup>(0)</sup> 2010年財政法。別表Cは「毎年の支出額の決定が財政法に委任されている法律の規定に対して認められた割当額」の名称で、法律名と割当額が列挙されたもの。

<sup>(1)</sup> 階梯 (ciclo) とは、2003年の教育改革により導入された教育段階の区分で、第1階梯は、5年の小学校及び3年の中学校で構成され、第2階梯は、高等学校と職業教育機関が並立する。なお、以上を含め、現在のイタリアの教育制度については、次の文献を参照。嶺井正也「第4部 イタリアの教育政策」『現代教育政策論の焦点』八月書館, 2005, pp. 297-341.

<sup>(2)</sup> 第1階梯の第1段階は、小学校にあたる。

研究省に、LDについての確立した権威である専門家より構成される専門的・学術的委員会を設置する。委員会は、この法律が教育・大学・研究省に割り当てた任務について予備審査を行う役割を有する。委員会の構成員には、いかなる報酬も支払われない。費用の支払いの必要が生じた場合には、現行法規上教育・大学・研究省の予算の執行が可能な目的の範囲内で、これを行う。

#### 第8条 特別州及び特別自治県の管轄地域

1. 特別州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県の管轄地域については、それぞれの憲章及びその実施規則並びに憲法第2編第5章の規定に基づき、この法律の規定を適用しない。

2. この法律の施行の日から3月以内に、特別州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県は、この法律の規定の実施に必要な措置を講じる。

#### 第9条 財政不変の条項

1. 第4条第2項に規定するところを例外として、この法律の実施により、新たな又は一層の財政負担が生じてはならない。

この法律は、国璽を印し、イタリア共和国の公式法令集に収録する。何人もこの法律を、国の法律として遵守するとともに、遵守させる義務を負う。

(はぎわら あいいち)